

所得税・復興特別所得税の確定申告、市・道民税申告の受け付けが始まります

混雑緩和のため、必要書類等を確認の上、ご来場ください。

問い合わせ 税務グループ (☎⑤ 1 1 5 5)

市内で確定申告を予定している方へ

確定申告の受付方法を変更しました

室蘭税務署からの要請などにより、受付方法を一部変更しました。市内の会場で確定申告を予定している方はよくご確認の上、申告してください。

市内の受付場所での申告には『利用者識別番号』が必要になりました

申告時に番号がない方は、取得手続きが必要となるため待ち時間が長くなることがあります。事前の取得にご協力ください。

※『利用者識別番号』は、国税庁ウェブサイトから取得手続きができます。

ご不明な点は、室蘭税務署 (☎② 4 1 5 1) に問い合わせください。



◀国税庁ウェブサイト

紙の確定申告書は受け付けできません

これまで行っていた紙の確定申告書の仮收受（提出代行）はできません。室蘭税務署へ持参もしくは郵送してください。

次の申告は受け付けません。室蘭税務署で申告してください

- 青色申告や損失申告 ●農業・漁業・山林による収入があるもの ●土地、建物、株式の譲渡による収入があるもの ●住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の初回の申告をするもの ●更正の請求や修正申告
- 確定申告書に受付印の押印が必要な申告 ●申告内容に税務署の判断が必要であると市職員が判断したもの

▼市内の受付場所・月日・時間

場所	月日	時間
登別中央ショッピングセンター・アーニス2階	1月20日(金)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日、2月27日(月)・28日(火)、3月6日(月)・7日(火)を除く)	10時～12時15分 13時30分～16時 (3月15日(水)のみ 10時～12時15分)
市役所1階6番窓口	3月5日(日)	9時～11時30分 13時～15時30分
鷺別コミュニティセンター	2月27日(月)・28日(火)	9時～11時30分 13時～16時
登別市観光交流センター『ヌプル』	3月6日(月)・7日(火)	

※アーニスの開店は通常10時からです。開店前に店内には入れません。
※表の期間外は、市内での確定申告の受け付けはできません。

▼室蘭税務署の受付月日・時間

月日	時間
2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日を除く)	9時～16時

※申告には『入場整理券』が必要です。当日会場で受け取るか、国税庁LINE公式アカウントで事前発行を受けてください（『入場整理券』の発行状況により、後日の来場をお願いすることがあります）。
※スマートフォンを持参した方には、会場でスマートフォンを使用しての申告をお願いしています。

▼申告に必要なもの

	必要なもの
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者識別番号がわかるもの（税務署からの『確定申告のお知らせ』の通知や利用者識別番号を取得した際の書類など） ・令和4年中の収入金額を証明する書類（『給与所得の源泉徴収票』や『公的年金等の源泉徴収票』など） ・マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類 ・申告者名義の預貯金口座がわかるもの（還付金が発生する方のみ）
社会保険料控除	・健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書
生命保険料控除 地震保険料控除	・各保険料控除証明書
障害者控除	・障害者手帳など
配偶者（特別）控除	・配偶者の収入がわかるもの
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の明細書 ※必ず明細書を事前に作成の上、お越しく下さい。明細書を作成していない場合は申告を受け付けられません。 ①医療費通知（医療費のお知らせ）をもとに作成する場合 →通知書を必ずお持ちください。 ②医療費の領収書をもとに作成する場合 →受診者、病院や薬局ごとにまとめて記入してください。 領収書の添付・提示は不要ですが、税務署から提示・提出を求められることがありますので、5年間は大切に保管してください。